

様式り10号

ダウンロード様式
(1枚提出)

被共済者の死亡した当時、当該被共済者と婚姻関係と同様の事情にあった場合には、配偶者と同様に退職金の請求権があります。(中退法第14条第1項)
所在地の市区町村の民生委員の方より証明を受けて下さい。

事実上婚姻関係にあったことの証明書

住 所	東京都港区芝公園1-7-6
氏 名	林 育 子
生 年 月 日	昭和20年10月1日

上記の者は、勤労 森造の死亡当時、届出をしていないが、事実上
(死亡本人氏名)

婚姻関係と同様の事情にあったことを証明します。

		＜民生委員 記入・証明印欄＞	
平成	年	月	日
民生委員	住 所	氏 名	Ⓜ
	電 話		

林業退職金共済事業本部 殿